

R3 刑訴

設問 1

第一 ①の適法性

1. 丙組の幹部丁の名刺 1 枚(「丙組若頭丁」と印刷されたもの)を差し押さえたことが適法か。

2. そもそも、搜索や差押えの処分をその都度裁判官の許可にかからしめることで、捜査機関による捜査権限の濫用を防ぐことともに、裁判官が個別的に搜索や差押えの対象を特定して「正当な理由」の有無を判断しなければならないとすることによって、その判断の確実性を担保し、しかもそのような特定の範囲についてのみ搜索・差押えが許可された旨を捜査機関に対して明示することで、令状の執行の際の逸脱を防止し、もって「正当な理由」なき搜索・差押えを防ぐこと。

「正当な理由」とは、①特定の犯罪が存在すること、すなわち、具体的犯罪の発生を疑わしめる相当な理由（犯罪発生の事実、資料、事情）があること、②その犯罪と差押対象物とが一定の結びつき（関連性）を有する蓋然性があること、すなわち、対象と具体的犯罪の間に関連性が認められること（搜索・差押えの対象が犯罪と関連すること）、③搜索・差押えの必要性があることである。

3. 本件について、甲は、乙及び氏名不詳者と共謀の上、本件住居侵入強盗に及んだ旨の被疑事実で通常逮捕されており、特定の犯罪が存在する（①充足）。

甲の「私は、乙の指示で今回の強盗を行い、500万円は乙に全額手渡ししました。」「乙の背後には、警察と敵対し、捜査に一切協力しない指定暴力団である丙組がいて、乙は、その幹部に、犯行で得た金の一部を貢いでいます。」との供述から、本件強盗事件と丙組には関連性がある。そして、丙組の幹部を突き止めることにより丙組の組織と犯罪形態の実態を解明することができるため、対象となる丙組の幹部丁の名刺と具体的犯罪との間に関連性が認められる（②充足）。

コメントの追加 [STH1]: 暴力団との人的関係

本件被害金額の大きさと強盗事件の凶悪性から、丙組の幹部丁を突き止める必要性があり、本件名刺を差押える必要性がある（③充足）。

コメントの追加 [STH2]: 書かなくても

したがって、「正当な理由」が認められる。

4. 以上より、丙組の幹部丁の名刺1枚（「丙組若頭丁」と印刷されたもの）を差し押さえたことが適法である。

第二 ②の適法性

- 前記USBメモリ合計2本について、いずれもその内容をその場で確認することなく差し押さえたことが適法か。
- 差押えの物的範囲が問題連性を確認せずになされる差押えが許されるか。

差押えを行えるのは、対象物が被疑事実と関連性を有する場合に限られるので、関連性を確認せずになされる差押えは許されないのが原則である。

しかし、USB 中のメモリーは可視性、可読性がなく、関連性の確認には機器の操作等の専門的知識が必要となるところ、捜査機関に常にそのような専門的知識があるとは限らない。また、USB 中のメモリーは加工・消去が容易であるので、逐一関連性を確認していたのでは、その間に被処分者等により罪証隠滅がなされるおそれがある。

そこで、①USB 中に被疑事実に関する情報が記録されている蓋然性があり、②実際に記録されているかを現場で確認していたのでは記録された情報を損壊される危険があるような場合には、例外的に関連性を確認せずになされる差押えも許され则认为する。

3. 本件について、甲の「アジトには、パソコンとプリンターのほか、強盗のターゲットになる人の氏名と電話番号の入った名簿データが保存されている USB メモリがあります。その名簿には、V さんの氏名と電話番号もあるのではないかと思います。この USB メモリは、パスワードが掛けられていて、一度でも間違えると初期化されてしまいます。パスワードは 8 桁の数字で、乙しか知りません。また、乙の背後には、警察と敵対し、捜査に一切協力しない指定暴力団である丙組がいて、乙は、その幹部に、犯行で得た金の一部を貢いでいます。」との供述

から、USB の中に被疑事実に関する情報が記録されている蓋然性があるといえる
(①充足)。

乙は P らに対し、「USB メモリの中身を調べずに全部持って行くのですか。パスワードは全部『2222』にしていますから、この場で確認してください。」と申し出たことから、USB の中に実際に情報が記録されているかを現場で確認すること自体は可能であるし、情報が損壊される危険があるような事情もない (②不充足)。

したがって、関連性を確認せずになされる差押えは許されない・

4. 以上より、前記 USB メモリ合計 2 本について、いずれもその内容をその場で確認することなく差し押さえたことが違法である。